

協議事項 1 再犯防止の推進に向けた東京都の相談事業について

犯罪お悩みなんでも相談 (R2)

●対象

犯罪行為をしてしまう本人、家族又は関係者など

●受付期間

令和2年5月19日(火)～10月31日(土)
火曜日から土曜日(祝日除く)
午前9時から午後5時まで

●受付方法 電話相談、来所相談

●相談員 社会福祉士又は精神保健福祉士



高齢者よろず犯罪相談 (R1)

●対象

犯罪行為をしてしまう高齢者(概ね65歳以上)、家族又は関係者など

●受付期間

令和元年7月1日(月)～12月27日(金)
月曜日から金曜日(祝日除く)
午前9時から午後5時まで

●受付方法 電話相談

高齢者万引き相談 (H30)

●対象


万引きをしてしまう高齢者(概ね65歳以上)、家族又は関係者など

●受付期間

平成30年6月4日(月)～29日(金)

●受付方法 電話相談

- ①都市部では特に、地域のつながりが失われ孤立感が高まっており、高齢者等の犯罪防止のためには福祉分野と地域社会の取組が重要な役割を果たす。
- ②さらに高齢者の場合は、身体的・精神的なストレスにより認知機能の低下等が加速してしまう恐れもあるため、刑事司法手続きに入る前などの初期段階から適切な支援につなげ、問題の早期解決を図るべき。
- ③昨今の家族機能の弱体化により、年齢に関わらず家族が抱える多様かつ複雑な問題が抱え込まれたまま解決されず、犯罪につながってしまう可能性がある。



「おせっかい」な関わりによって複数の支援機関をつなぐことで、再犯を防止

課題

背景に複合的な問題を抱える相談に対応するためには、相談窓口においてより多くの社会資源（つなぎ先）を確保し、機関相互の連携を進める必要がある。

また、これらの悩み、問題を抱え込んだまま犯罪を繰り返してしまう者を早期に支援につなぐためには、本相談窓口の存在を広く周知する必要がある。